

平成28年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成28年9月6日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	住民環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	中尾歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕 4番 小村議員

##### 1. 地域雇用創出について

- (1) 斑鳩町の近年の事業者数の推移を問う。
- (2) ビジネスコンテストに取り組む自治体があるが、斑鳩町内の雇用を創るきっかけとしてどうか町の考え方を問う。

##### 2. 子育てアプリ・観光アプリについて

- (1) 子育てアプリを作る目的。
- (2) 類似団体との比較。
- (3) 子育てアプリの進捗状況がどういう状況かを問う。
- (4) 子育てアプリを使うメリット、デメリットを町はどのように認識しているのか。
- (5) 観光アプリを作った目的を問う。
- (6) 観光アプリのダウンロードの推移を問う。
- (7) 経済効果、観光客の変化を問う。

#### 〔2〕 1番 宮崎議員

##### 1. 法隆寺北山の木枯れについて

- (1) 原因について、対策。

##### 2. 町に関わる事業（国・県）について

- (1) 河川改修（富雄川・三代川）予定、三代川迂回水路。
- (2) 竜田大橋東の電柱移設。
- (3) 水路上の鉄板駐車場（県道大和高田・斑鳩線）。
- (4) パークウェイの予定（公民館道路の通行予定）。
- (5) 遊水池の予定。

##### 3. 興留池北側道路拡幅について

- (1) 予定の有無と水路。

##### 4. 都市計画道路について

- (1) 決定した道路の変更について、計画してから実施まで。

#### 〔3〕 12番 木澤議員

##### 1. 障がい者の方の投票行動に対する支援について

- (1) 障がい者総合支援法での対応について。
- (2) 障がい者差別解消法での対応について。
- 2. 障がい者の雇用促進について
  - (1) 障がい者雇用促進法改正の趣旨と町の対応について。
  - (2) 斑鳩町当局の障がい者雇用の現状について。
- 3. 子どもの貧困対策について
  - (1) 子どもの貧困に対する町の認識について。
  - (2) 斑鳩町の具体的な課題と対策について。
- 4. 就学援助金制度について
  - (1) 申請方法の改善について。
  - (2) 支給時期の改善について。

〔4〕 13番 奥村議員

- 1. ネウボラについて
  - (1) 町の認識と取り組みについて伺う。
- 2. 被災者支援システムについて
  - (1) 町の認識と今後の方向性について伺う。
- 3. 熱中症対策について
  - (1) 各学校での取り組みについて伺う。
- 4. 物産コーナーについて
  - (1) 我が町の物産コーナーを町役場のロビーに展示してはどうか伺う。

〔5〕 5番 伴議員

- 1. ISO14001について
  - (1) ISO14001登録後、現在まで当町は認証を継続してしているが、コスト面でのメリットを伺う。
  - (2) 確か認証範囲から外れている事業部もあり、それでもきちんと自主運用されているのであれば、実績から、認証登録せず全てを自主運用にしてもよいのではと思うが当町の考えを伺う。
- 2. いかるがパークウェイに伴う町道整備について
  - (1) いかるがパークウェイの整備が進めば生活道路への影響は現状より、どのように改善されるのか伺う。

〔6〕 10番 坂口議員

1. 災害備蓄品について

(1) 災害備蓄品（食料関係）の在庫状況について。

(2) 災害備蓄品（食料関係）の更新状況と期限切れをむかえる備蓄品の活用について。

2. 職員の名札について

(1) 名前、所属を見やすく出来ないか。

3. 学校施設の照明設備のLED化について

(1) LED化することによる費用対効果について。

(2) 今後の考え方について。

〔7〕 11番 濱議員

1. 介護保険総合事業について

(1) 介護保険の現況と総合事業の進捗状況について。

(2) 総合事業の周知と利用者・事業者からの意見聞き取りについて。

(3) チェックリスト・判定基準について。

(4) 総合事業の限度額について。

〔8〕 6番 平川議員

1. 福祉の分野での住民との協働について

(1) 福祉分野での住民との協働への考え方。

(2) 社会福祉協議会の役割について。

(3) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定への考えについて。

2. 障害がある人へのサポートについて

(1) 障害がある人が支援を得やすいようなマークについて。

(2) 障害がある人をサポートする取組について。

3. 学校での水泳指導について

(1) 学校での水泳指導の目標について。

(2) 着衣水泳について。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、地方創生のアンケートで全国知事、市区町村長が一番力を入れていると答えている子育て支援、そしてその次に力を入れているとお答えしている雇用の創出についてです。地方創生は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります。地方の人口減少をとめるには、雇用の創出、子育て支援が鍵となってまいります。その点、斑鳩町の取り組みについて質問していきたいと思っております。

まず初めに、雇用の創出について、近年の斑鳩町の事業者数の推移について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におきます近年の事業所総数につきましては、経済センサス基礎調査等によりますと、平成21年が849件、平成26年が800件となっております。このうち、公共を除く民営の事業所数につきましては、平成21年が816件、平成26年が766件となっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 斑鳩町の事業者数も年々減っていることがわかりました。これにしっかり歯どめをかける必要があります。その点、斑鳩町は、就労と地域産業の担い手を確保するため、就労支援やテレワークなど多様な働き方の実現を推進し、雇用を促進するとの目的で、創業支援センターの整備を当初予算で600万円ほどつけております。また、産業競争力強化法に基づく斑鳩町操業支援事業計画を策定しています。斑鳩町も、しっかりと力を入れていこうとしていただいているなと思っているところであります。

しかし、創業支援計画で掲げている創業支援対象者数35件、創業者数7件、斑鳩町

みずから掲げたこの数字、なかなか達成するのは厳しいのではないのかというふうに感じております。本当に達成しようと思うなら、今の計画だけでは少し厳しいのではないのかなと思います。計画を後押しする新たな施策を打っていかなければならないと思います。

そこで、1つの案といたしまして、創業支援計画とリンクしてビジネスプランコンテストをしてはどうかと思います。近年、いろいろな自治体で行われており、奈良県のほうでも実施されております。創業に関しては、サラリーマンの人も一度は創業したいと思ったことがある人は多いのではないのでしょうか。このアイデアはいける、自分なら成功すると思っても、最後の一線は越えにくいものです。ビジネスコンテストで優勝した人や入賞した人は、創業に対する不安が少し拭えるのではないのでしょうか。もしかしたら、それが創業のきっかけになるかもしれません。

町としては、ビジネスコンテストに対してどのような認識を持っておられますか。お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ビジネスコンテストにつきましては、参加者がビジネスモデルをつくり、その完成度と新規性によりまして優劣を競うコンテストと認識しております。関西でもさまざまなコンテストが実施されているようでございますけれども、主催者は大学や大都市の商工会議所が多く、地方自治体では主として県や大都市で実施されていると聞いております。この起業ビジネスコンテストに参加する方のメリットにつきましては、資金調達が可能になる、起業を実現させる契機となる、また、専門家の支援を受けられるなどとなっているところでございます。また、地方自治体がビジネスコンテストを実施するメリットといたしましては、起業家の発掘、育成につながると、これらにつながるとのことだというふうに感じております。

次に、創業支援事業計画につきましては、地域経済の再生のため、地方自治体がエンジンとなり仕事をつくり出そうとするものでございまして、斑鳩町も創業に関する支援計画を策定し、平成27年10月2日に国の認定を受けているところでございます。この計画では、町がワンストップの窓口となりまして、総括的な立場として、斑鳩町商工会を初め金融機関や経済団体などの創業支援事業者と連携を図り、支援を行うものでございます。

本町の創業支援事業計画の協力機関であります奈良県産業振興総合センターにおきましても、ビジネスコンテストを実施されているところでございます。

本町として独自にビジネスコンテストを実施するかどうかということにつきましては、これら創業支援に係りますどのような取り組みが有効であるのかということにつきまして、ビジネスコンテストも含めまして調査検討してまいりたいと考えております。

なお、創業支援センターの整備につきましては、国の地方創生推進交付金を活用して整備する方向で国と協議してまいりたいと考えておりまして、9月20日、総務常任議員会で報告していきたいという予定でございますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ビジネスコンテストについてなんですけれども、県や大都市の自治体が多いとのことですが、先ほどのアンケート結果なんですけれども、3万人以下の自治体では、力を入れているが実感や結果に反映されていない自治体が多く、人口や財政規模の大きな自治体のほうが結果を実感しているという結果が出ております。それを考えても、ビジネスコンテストの開催自体は1つの策であると思います。また、斑鳩町でやることのできる範囲内の予算額でおさまるのではないかというふうにも思います。町独自のビジネスコンテスト開催を前向きにご検討をお願いいたします。また、創業支援に対して、目標数値の達成のため何をすべきなのか優先順位を考え、費用対効果のある施策をよろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、2つ目の子育てアプリについて、質問いたします。子育て支援をすることに力を入れること、これに対しましては、私自身、すごく賛成しております。その中で、アプリをつくるのが子育て支援にとってどのようなメリットがあるのかをお聞きするとともに、現在の状況、また、これまで町としてつくってきたアプリについて、質問してまいります。

では、子育てアプリについて648万円の当初予算がついておりますが、アプリをつくる目的は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子育て応援アプリシステムの導入の目的でございます。

現在、本町では、子育て支援に関する情報について、新生児訪問での説明、保健事業予定表の各戸配布、町広報紙による子育て関係記事の掲載、ホームページ等におきまして情報提供を行っておりますが、最新の情報をよりわかりやすく提供でき、短時間で取得できる仕組みの構築が求められております。こうしたことから、子育て世帯の多くが日常利用しているスマートフォンを活用し、利用者個々のニーズに沿った情報を提供する

子育て支援の一端を担うツールとして、いつでも、どこでも簡単に必要な情報にアクセスできる環境を整備することで、子育て世帯の利便性の向上を図るとともに、さらには子育て支援に関する情報を全国に発信し、子育てしやすい斑鳩をアピールすることを目的に導入するものでございます。

また、その導入に当たりましては、奈良県の活力あふれる市町村応援補助金を活用させていただき、本議会に上程している補正予算にもございますように、県の補助金についても確保して構築するものとしております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今の答弁ですね、目的については理解いたしました。

それでは、内容についてお尋ねいたします。民間会社も一般的な子育てアプリを公表していたり、いろいろな自治体でも子育てアプリをつくる動きがございますが、今回のアプリは同財政規模の類似団体と比較してどのような機能がついているものか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子育て応援に関するアプリを導入している先進地におきましてはさまざまな機能を搭載されておりますが、斑鳩町での規模での市町村、類似団体というのはあまり少ない状況でございます。

本町が導入を進めるアプリシステムの機能といたしましては、1つとして、子どもの生年月日を登録しておく、子どもの年齢にあわせた情報がメールマガジンで配信される。2つとして、プッシュ情報機能を使うと、指定した情報、検診日や予防接種、イベントの開催のお知らせなどがリアルタイムに配信されるなどの基本的な機能に加えまして、子どもの成長記録保存機能が装備されているものとなっております。その機能の特徴は、カレンダー表示されている画面から日付をタップするとその日の日記画面に移行し、その日記には、子どもの身長、体重、そしてコメントを入力することができ、スマートフォンに保存した写真も取り込めるようになっており、育児記録等について活用できる仕様となっております。また、GPS機能で町内の関係施設の位置情報をサポートするため、目的地への経路検索が簡単にできるようになっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 答弁を聞いて、アプリの機能については理解いたしました。最大のメリットは、スマートフォンならではのプッシュ通知機能だと私自身は理解いたしました。



では、これらの機能、子育てアプリを導入することによってどれくらいの効果が期待できるのかということをお聞きしたいと思います。平成27年度の健康診断の受診率と予防接種の接種率は何%でしょうか。また、子育てアプリを導入することによって、平成29年度は何%の目標値とするのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 平成27年度の乳幼児健診の受診率と予防接種の接種率の実績であります。乳幼児健診の平均受診率は95.5%で、感染症法定予防接種の平均接種率は90.3%となっております。

平成29年度の目標値は、子育て応援アプリシステムの導入効果を含めまして、乳幼児健診の平均受診率を96%台半ばに、感染症法定予防接種の平均接種率を94%台に引き上げることを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま目標を公表いただきました。それを達成するためには、まず、ダウンロードしてもらわないと始まらないのではないかと思います。平成29年度の子育て応援アプリのダウンロード数の目標とする数値はどれくらいか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 平成29年度の子育て応援アプリシステムのダウンロード数の目標数値であります。対象を6歳未満の未就学児がおられる家庭を想定しているところがございます。そうしたことから、導入初年度における目標値は、平成26年度の合計特殊出生率をもとに推計したゼロ歳から6歳未満の子どもを持つ女性でスマートフォン所持者の推計値722人の8割、件数にして580件を目標に取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） しっかりとした根拠のある数値目標を立てていただいているなということがわかりました。

アプリの内容については、大分理解させていただきました。

では続いて、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子育て応援アプリシステムの構築に向けての進捗状況についてでございますが、子育て応援アプリシステムの導入業務について、公募型プロポ

一ザル方式による業者選定を行い、審査の結果、株式会社ぎょうせいを受託予定者と決定し、8月26日に当該業者と委託契約を締結したところでございます。現在、当該業者とアプリシステムの企画構成の検討を行っているところであり、平成29年4月からの運用開始に向けて、その構築を進めてまいります。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 子育てアプリの予算額と決算額について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子育て応援アプリシステムの導入費であります。予算額が、先ほど申しあげられたとおり648万円で、契約金額は、税込みで479万5,200円となっております。また、アプリシステム利用料につきましては、平成29年4月からの運用を予定していることから、契約の締結はしておりませんが、プロポーザルでの提案金額は、税込みで月額7万4,520円の提案がございました。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 予算額よりも決算額、契約金額が少なくなっているというのは、公募プロポーザル方式がしっかりと機能しているのかなというふうに思います。

では最後に、子育てアプリをつくるメリットとデメリットを町としてどのようにとらえられていますか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子育て応援アプリシステムのメリット、デメリットについてでございますが、一般的に申しあげますと、メリットとしては、利用者はパソコンがなくても、スマートフォンで好きなときに、好きな場所で気軽に子育て情報を取得することから、子育て中の孤独感や不安感を軽減することができる。行政においては、子育て世帯の利便性の向上と子育て世代の支援施策の利用促進が図られ、子育てしやすいまちづくりを可能にするとされております。

一方、デメリットとしては、アプリシステムの使用についてはアプリをスマートフォンにインストールしてもらう必要があり、どのように利用者に認知してもらうかが課題と言われております。そうしたことから、本町では、町広報紙等により広く住民の皆様にお知らせするとともに、保護者の皆様に対しましては、インストール用のQRコードを記載した案内チラシを作成し、保育園、幼稚園を初め、母子手帳交付時、乳児健診時、転入時、さらには子育て支援に関する会議やイベント等、さまざまな機会を通して配布するなどその周知啓発を行い、利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 費用対効果で479万5,200円、その価値があるものとしてください。そのためには、何度も申しあげますけれども、ダウンロードをしてもらうことが一番大事になってくるのかなと思います。今回、目標数値をしっかりと明言されました。その数値目標をしっかりと達成できるよう、周知をお願いいたします。

また、アプリの周知方法を含め、アプリを一過性のものではなく継続して使っていただきたいという思いから、これまで斑鳩町で行ってきたアプリ事業、観光アプリについて、お聞きいたします。平成25年に観光のアプリを約2,000万かけて斑鳩町はつくっております。また、平成27年には、約100万円でアプリをつくっております。まず、このアプリをつくった目的をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 観光アプリの関係につきましての現状、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、I-斑鳩町観光・防災ナビについて、当該アプリの開発に当たりましては、奈良県緊急雇用創出事業を活用いたしまして、平成25年度にアプリの開発を行い、平成26年4月1日より配信を開始しております。補助率は100%でございました。

これは、町内の名所や旧跡、イベントなどの観光に関する情報を幅広く発信し、斑鳩町の魅力を知っていただき、本町への来訪をいただくことを目的といたしまして、スマートフォンアプリケーションI-斑鳩町観光・防災ナビとして、シミュレーションゲームを中心に、楽しみながら斑鳩の里の観光情報等の魅力を知っていただくものでございまして、そのほかに、本町の避難所情報の提供や、東日本大震災で被災された方のノウハウを生かした災害への備えの提供なども行っておりまして、全国的にも珍しい内容となっているところでございます。

次に、平成27年度に開発をいたしました周You-斑鳩・奈良観光VRでございませす。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、平成27年8月29日より配信を開始いたしております。補助率は100%でございました。

これにつきましては、実写立体視VR、バーチャルリアルティーでございませすが、これで観光スポットをその場にいるように見られることで、実際に訪れたいという意欲を高め、本町へ訪れる観光客の増加を図ることを目的としたものでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 目的については理解いたしました。ただいまの答弁でございませ

た奈良県緊急雇用創出事業の概要及びアプリの開発計画は、以前より斑鳩町のほうで計画されていたものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、奈良県緊急雇用創出事業につきまして、説明をさせていただきます。雇用失業情勢に鑑み、奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等の失業者の生活の安定を図るため、町が行います短期の雇用、就業機会を創出、提供する事業でございました。

アプリの開発計画につきましてでございますが、斑鳩町において、観光振興のために新たな取り組みを行いたいと検討していた折に、この奈良県緊急雇用創出事業の補助制度が活用できることになりまして、先進自治体でも観光アプリを開発・配信されていたことから、本町の特性を生かした観光情報のほか、防止情報も発信できるよう、この補助金を活用いたしまして新たにアプリの開発を行うこととしたものでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 補助金に関しましては、応募期間も短く、いきなり出てくるものなので、行政職員の皆さんにとっては補助金を取りに行くのは非常にタイトなスケジュールだと思います。しかし、斑鳩町はしっかり補助金を取りにいている、このことは非常に評価しております。実際、今回、この一般質問に当たりまして、近隣の市町村にこの補助金のことについてお聞きしに行かせてもらったんですけども、補助金を取っていない自治体、小額の自治体が多かったです。

では、斑鳩町は、この補助金をうまく生かすことができているのかについて、お聞きしてまいります。では、このアプリはどれぐらいの人に使われ、どれぐらいの人に効果があるのかをお聞きします。観光アプリのダウンロード数はどれくらいでしょうか。それぞれのアプリについて、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、I－斑鳩町観光・防災ナビについてのダウンロード数です。年度別で申しあげますと、平成26年度末現在で2,612ダウンロード、平成27年度末現在で2,936ダウンロード、平成28年は、8月20日現在でございますが、2,994ダウンロードとなっております。

次に、平成27年8月29日から配信を開始いたしております周You－斑鳩・奈良観光VRについてのダウンロード数でございます。平成27年度末で398ダウンロード、平成28年は、8月20日現在で549ダウンロードとなっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 斑鳩町観光・防災ナビ、これに関しましては、平成26年が2,610人、平成27年が2,936、平成28年が2,994。斑鳩・奈良観光VR、これに関しましては、平成27年が398、平成28年が549。

この数字なんですけれども、確認のためにお尋ねいたしますが、この数字は町としてどのように認識されておりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 特に、I-斑鳩町観光・防災ナビのダウンロード、これ、3年目を迎えます。初年度2,600ダウンロードがございました。それに比べますと、この平成27年度末から直近の8月20日に関しましては、58件という微増にとどまっているところでございます。この伸びというのは、決して多い数字であると言えるような状況ではないという認識でおります。

また、周Youのほうにつきましても、549と、I-斑鳩町観光・防災ナビと比べましてもかなり低い数値という認識を持っております。

今後さらに、あらゆる機会を通じまして、このアプリ、まだご存じないという方もおられると思いますので、その辺、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） このアプリをつくったことによる経済効果、目的の中で観光客の誘致というか、誘客というふうにあると思うんですけれども、観光客の推移はどのように変わっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におけます観光客の変化の推移でございます。直近3年の観光客数を申しあげますと、平成25年は87万人、平成26年は81万人、平成27年は77万人と、年々減少している現状でございます。観光アプリを開発したことでの集客の期待というのもございましたが、なかなか実態の数字には結びついておりません。ただ、観光客の推移と直接的な関係性というのを推測していくのは、ちょっと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） これまでの答弁を聞いてみますと、やっぱりダウンロード数の面で、やっぱりどう頑張ってもこのアプリについては、正直、失敗に終わってしまっているのではないのかなと思います。約2,000万円、約100万円のお金をそれぞれの

アプリで使って、ダウンロード数が2,994,549という数字になっております。町のお金ではない、補助率が100%ということでございましたけれども、この補助金の財源も、町民の方が払っておられる税金でもございます。アプリをつくってもダウンロードがこれでは、やはり効果が少ないのではないのかなというふうに思います。

私が心配しているのは、この子育てアプリに関しましてもこのような状況になってしまわないのかなという心配がございます。観光アプリに関しては、やはり全然周知ができていないというこの現状を踏まえた上で、今度の子育てアプリ、これを周知する対策をしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。子育てアプリのダウンロード数、数値目標を達成できるように運営していただけますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 議長のお許しを得ましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、法隆寺北側の山枯れについてですけど、かなり最近よく目立って、紅葉しているのではないかと思っていたんですけど、やっぱり枯れてるということで、それについて、その原因、水不足なのか、それとも害虫なのか、それと対策のことをどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 現在、矢田山系で広範囲に赤茶色に色づいております木につきましては、ナラ枯れ被害により枯れている枯損木でございます。このナラ枯れと申しますと、ナラ類、シイ、カシ類の樹木を枯らすナラ菌と、それを媒介するカシノナガクイムシによる樹木の伝染病です。主にこのカシノナガクイムシの好む落葉広葉樹のブナ類、特にミズナラ、コナラに対して集団的な枯損を引き起こしますが、ブナ科の常緑樹でありますシイ、カシ類でもナラ枯れの発生は確認されております。ナラ枯れ被害の拡大は、5月末ごろ、カシノナガクイムシのせん孔により前年に枯れた木から多数の成虫が脱出し、新たな健全な木に入り、7月末ごろ、樹木内にナラ菌が蔓延し、木が枯れ始め、広がっていくというものでございます。

奈良県におけるナラ枯れ被害につきましては、平成22年に奈良奥山ドライブウェイ周辺の森林において確認されて以降、被害拡大が確認されております。そして、斑鳩町

の矢田山系においても、平成25年に初めて被害を確認し、昨年から現在に至るまで、被害は拡大しているところがございます。

このナラ枯れ対策といたしましては、故損木を伐倒、玉切りし、薬剤により枯損木内の幼虫を駆除する方法や、せん孔被害を受けたが枯れていない被害木をビニールシートで被覆し、被害木内から成虫の脱出を防ぐ方法、または枯損木を伐倒する方法などがございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 費用もかかると思いますので、地権者の方とは十分ご相談していただいて、私が懸念しているのは、枯れてきた木が民家に倒れたり、また、歩いておられる方とか、今、歩いておられる方が多いので、その辺の住民さんとかに被害が及ぼさないかということで、十分パトロールしていただきたいと思いますので、その辺はよろしく願いをします。

それでは、2番目に、町にかかわる事業、国・県についてという質問なんですけど、まず初めに、河川改修、富雄川、三代川なんですけど、これはもう何年も前からなんですけど、私たちは議会である程度聞いているんですけど、住民さんらにしたら、どこまで進んでいるのかということ聞いておられる方が多いので、また一般質問させてもらったんですけど、河川改修の予定ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 富雄川河川改修事業についてでございますが、平成27年度は、旧西安堵井堰の撤去と井堰下流右岸の護岸工事、高安西付近の約110メートルの河積拡大の暫定整備の両岸矢板工が完了したところでございます。今年度につきましては、西安堵井堰下流左岸の護岸工事と高安西付近の河積拡大暫定工事の矢板上部の堤防部掘削工事を予定されております。また、斑鳩町の阿波井堰につきましては、今年度に予備設計を作成し、地元調整を行っていただるところでございます。

続きまして、三代川改修事業についてでございます。平成22年度にJR踏切南側におきまして、沿線地権者の方々と土地の境界確認のための立会が行われた結果、JRや奈良県の所有地なども含め、公図と土地の不整合が見られたことから、その整合を進められていたところであり、ことしの6月に整理が完了し、現在は、地籍測量図の作成を行いながら用地交渉を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） できるだけ早く進めていただきたいと、土のう袋とかその辺に積んでいてちょっと見苦しいところもありますので、早く改修を行っていただきたいということと、また、あちこちで、何て言うんですかね、町の堤防が決壊するとかいうようなことのないように、できるだけ早くこの事業は進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の2つ目の質問なんですけど、以前も質問させていただいたと思うんですけど、竜田川の大橋の東側にある、N T Tの電柱だと思うんですけど、あの移設を早くしていただいたら、王寺行く車が抜けてもっと渋滞が緩和するんじゃないかということで、移設の予定を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 龍田地区の国道25号歩道整備につきましては、現在、国において進められている事業でございます、一定区間の事業用地が確保されているところから暫定的な工事が行われているところでございます。

ご質問の箇所につきましては、竜田大橋東詰から猫坂交差点の整備区間であり、事業用地が確保できているところでございます。また、竜田大橋西詰から三室北交差点までの間では、事業用地を確保して、昨年度には公共下水道工事も完了しており、現在、国においてこの区間の工事の発注手続きが進められているところで、今年度中には完成する予定でございます。この工事にあわせまして、ご質問の箇所の電柱の移設を計画されていると聞いているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ようやく動いてくれるということで、渋滞も緩和されると思っていますので、よろしくお願いします。

それでは3番目に、これも私が以前一般質問したとは思いますが、水路上の鉄板、県道大和高田斑鳩線の鉄板を敷いて県の水路に駐車場を設けてるということなんですけど、この辺の指導はされていますか。よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 質問者のご指摘いただいております県道大和高田斑鳩線の水路上を占用しての駐車についてでございますが、この水路は県管理の区域でありますことから、管理者の奈良県郡山土木事務所から指導していただいているところでございます。しかしながら、現状に変化がないことから、今後も指導を継続していただくよう依頼してまいります。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。



○1番（宮崎和彦君）　そうですね。住民の方から、あれはいいのかっていうことで私もよく聞かれるので、その辺、十分これからも指導していくように、また県のほうへ依頼していただきたいと思います。

それと次に、4番目の質問なんですけど、パークウェイの予定、これは議会でもたくさん聞かせていただいているんですけど、平成30年というようなことがある程度耳に残っているんですけど、今の状態で確かにこの向こうへ開通して、公民館、以前、同僚議員さんがいろいろ聞いておられたんですけど、通行いついつになるのかっていうことで、予定どおり通行できるのかということ、その辺のちょっと予定をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君）　谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君）　いかるがパークウェイにつきましては、平成16年に小吉田区間及び平成26年3月に稲葉車瀬区間まで延伸し、供用されている状況でございます。三室・紅葉ヶ丘区間の計画につきましては、地元協議が整ったことから、現在、道路の詳細設計、ボーリング調査及び道路整備予定地内の埋蔵文化財発掘調査が行われており、今年度中に調査が完了し、その後、速やかに工事着手され、完成まで2、3年の工期が見込まれておりますが、町といたしましても、できるだけ早期に完成できるように働きかけを行ってまいります。

また、中央公民館東側の道路、都市計画道路法隆寺線も、この三室・紅葉ヶ丘区間の整備の進捗とあわせて整備していくこととしており、施工及び供用に向けて、国や警察などの関係機関と協議を進めているところでございます。

○議長（中西和夫君）　1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君）　できるだけ早く開通するようにしていただきたいと思います。待ち望んでおられる方がたくさんおられると思いますので、協力していただいた人にも、できるだけ早くしていただいたら幸いかと思います。

それでは、5番目の遊水地の予定なんですけど、私のところにもいろいろ聞きにいられている方がおられまして、地権者の方も、もう、早くすむんやったらもう売りたいなという方もたくさんおられるので、遊水地の予定としまして、どういうふうこれから進むのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君）　谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君）　大和川の遊水地整備計画についてでございますが、ことしの3月19日に、目安地区を対象に、計画を進めるに当たって地域の皆様のご意見を

伺うための意見交換会が開催されたところでございます。意見交換会では、目安地区の墓地移転等について反対意見もあったことから、この対応について検討を行っているところでございます。

本事業は、大規模かつ広範囲の用地買収が必要であり、今後の整備に向けて地権者の方々とも十分な調整が必要となってまいりますので、今後も、地域の方々からご意見を伺いながら、国・県・町の三者で協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。

この2番目の町にかかわる事業ということで、国や県についてなんですけど、町の職員さん、頑張っているいろいろ動いていただいていることがよくわかりましたので、今後、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次、3番目の質問として、興留溜池の北側の道路拡幅についてお聞きしたいと思います。道路整備、昔から言われておられましたけど、土地改良区のことなんですけど、用水路の取り扱いについて、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 興留新池北東部から東小学校西側までの道路は、町道301号線の一部に当たり、里道や国有水路もない出し合い道路となっているところでございます。

町では、生活道路の整備を活発に進めておりました昭和50年代から平成10年までの間に、当該路線につきましても、道路と隣接する各土地所有者に幾度となく道路整備に伴う用地協力の交渉を進めてまいりました。しかし、いずれの交渉におきましても、諸条件が折り合わずにご協力をいただくことができず、現在に至っているところでございます。

現在、町では、いかるがパークウェイなどの幹線道路の整備を重点的に進めており、各生活道路の整備といたしましては、補償事業に伴う路線や用地の無償提供の箇所、土地利用にあわせた箇所などの効率的かつ効果的に進めることができる箇所を優先的に取り組んでいるところでございます。

こうしたことから、町道301号線につきましても、昨年度に土地利用が図られた一部につきまして歩道設置用地のご協力をいただき、本年度に整備を予定いたしております。

今後も、土地利用が図られる計画地点や土地利用者と協議を行い、用地のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、用水路につきましても、土地利用を図られる事業者と町で十分協議を行い、用水路の管理者である興留土地改良区のご理解をいただいた上で、水路の復旧についての構造及び施工者、施工方法を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） どうぞよろしくお願いいたします。あそこは通学路の重要拠点にもなっておりますので、十分な、同じつくるんでしたら安心安全な歩道付きの道路にしていだきたいと思っております。

それでは最後に、4番目の質問として、都市計画道路について。これは、計画決定されてから事業の実施で相当な期間があり、一般の地権者の方には事業の状況がわかりづらくなっているように思いますが、実施までのプロセスはどのようなになっているのか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 斑鳩町内の都市計画道路につきましては、平成11年に計画決定いたしました法隆寺藤ノ木線を除き、昭和42年に奈良県により都市計画決定されたものでございます。これら都市計画道路の都市計画決定は、奈良県の交通ネットワークの構想の一部としてなされたものであり、事業化するには、地元住民や地方自治体の要望、これを受けた事業主体の意思決定、予算化があって初めて事業着手できることとなります。

町といたしましては、未着手となっている都市計画道路も、渋滞解消や生活道路の安全確保、さらに緊急輸送道路としての役割と担うことから必要であると考えており、その事業化等について、国や県にも要望活動を継続して行っているところでございます。

一方で、人口減少、将来交通量推計など社会情勢の動向を注視しながら、都市計画道路の計画変更などの必要性を不断に検討し続ける必要もあると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね。私も都市計画審議会に出させていただいて、この道路は必要じゃないんじゃないかとかいうことも意見も言わせてもらいました。十分検討させていただいて、住民さんに十分利益のあるような道路をつけていただきたいと思いま

す。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

10時まで休憩いたします。

（午前 9時45分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、障害者の方の投票行動に対する支援についてです。ことしの4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害のある人も、ない人も、互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会をつくることを目的とし、大きく、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供という2つのことをうたっています。

今回の質問では、この後段に出ている合理的配慮の提供という点について、町の考え方やその対応についてお尋ねしたいと思い、質問にあげさせていただきました。

この法律が施行されて以降、7月11日投票で参議院選挙が行われましたが、その際に町民の方から、4月に障害者差別解消法が施行されているが、町は選挙の投票行動に当たって、障害者の方にどのような合理的配慮の提供をされるのか。今までとは違った形で投票行動に対する支援策が具体化されているのかどうかというご質問をいただきました。

本来であれば、参議院選挙が始まる前の6月議会の段階でしっかり確認をしておくべきだったものと私自身反省していますが、しかし、今後も当然国政、地方選挙は行われていきますので、今回の参議院選挙での町の対応や今後の取り組みも含めて、お尋ねをしておきたいと思います。

なお、通告では、障害者総合支援法での対応と、2として障害者差別解消法での対応についてという形で項目をあげさせていただいていますが、これは、障害者差別解消法

ができるその前の対応と、できて以降の対応との違いを明確にしたいと思い、2つに分けてこういう書き方をしましたが、今、申しあげましたように、障害者差別解消法の施行前と施行後でどう変わったのかという形で答えていただくほうがわかりやすいと思いますので、2つに分けずに、今、申しあげた形で、1つの項目としてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 障害者差別解消法の施行前後での対応の変化というご質問でございますけれども、施行される以前からにつきましても、段差がある投票所へのスロープの設置や、各投票所への座って記載していただける障害者用の記載台や点字器の配置、それと、一部投票所ではございますけれども、車椅子の配置などの対応をさせていただきますとともに、投票事務従事者に対しまして、介助が必要な方に対し適切な対応を図るなど、障害者の方の投票行動に対する支援を行ってきたところでございます。

本年4月1日の法の施行を受け、7月10日に執行されました参議院議員通常選挙では、選挙管理委員会におきましては、法の趣旨にのっとりさまざまな対応をさせていただいたところでございます。

具体的に申しあげますと、投票行動の支援には選挙事務従事者が果たす役割が大きいことから、投票所事務従事者の説明会におきまして、介助を必要とする選挙人に対し親切に案内や誘導をすることや、車椅子でお越しの選挙人の介添えをするなど、安心して投票していただける投票環境づくりに努めることについて徹底をいたしますとともに、代理投票制度につきましても、選挙人に対する意思確認の方法について、候補者氏名の読み上げや氏名掲示による指さし確認など、具体的な意思の確認方法について改めて説明をさせていただいたところでございます。

次に、投票所におきましては、これまで町公共施設のみの配置となっておりました車椅子を、各自治会集会所を含めまして全ての投票所に配置をいたしますとともに、記載台の各ブースに配置する氏名掲示につきましても、これまでよりも大きく印刷し、文字を見やすくしたものを別途用意をさせていただいたところでございます。

また、障害者施設に入所されております知的障害者の方の投票行動に対する支援につきましても、投票前に町選挙管理委員会から施設担当者に連絡を差しあげ、選挙制度や投票の手順、投票用紙の記載方法、代理投票における本人の意思確認方法などについて事前に説明をさせていただいた結果、スムーズに投票していただけたといった事例もあ

るところでございます

今後におきましても、障害者の方が権利を円滑に行使することができるように投票行動に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私、質問のときに、参議院選挙の投票日、7月11日というふうに申しあげましたけども、10日でしたので訂正しておきます。

今、答弁いただきましたように、町のほうも、この法の施行を受けてさまざまな取り組みについて実際に参議院選挙の段階で実施をされてきたというのは確認させていただきました。

そんな中でですね、私も参議院選挙の最中に障害者の方から、投票所へ行く移動の方法について自力では行けないということで、そういう事例があったというお話をお聞きしまして、実際にですね、これは障害者手帳を持っていない方についても障害者の方については対象になるというふうに思いますが、そういう方から自力で行けないという相談が町にあった際にですね、具体的に町としてはどういう対応をされるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 投票所までの移動に対する支援についてのご質問でございますけれども、まず初めに、公職選挙法の関係についてご説明をさせていただきますと、身体障害者手帳をお持ちの方で両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級もしくは2級の方、また、介護保険の要介護状態区分が要介護5など、症状が重度の方におきましては、郵便投票制度を利用し、自宅から郵便による投票を行っていただくことができます。

また、投票所までの移動に関するその他の支援といたしましては、身体障害者手帳をお持ちの方にはタクシー運賃の割引制度があり、運賃が1割引でご利用いただけます。また、身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢、体幹、移動、視覚または内部の障害程度が1、2級の方は福祉タクシーの助成制度があり、年間24回に限り、基本料金の助成がございます。

そして、介護保険の関係につきましては、要介護1以上であること、自宅で生活していること、ケアプランに介護タクシー利用の必要性が含まれていること等の一定の要件を満たしている方につきましては介護タクシーが利用でき、料金の1割負担にてご利用が可能となっております。

さらに、70歳以上の方に対しまして交付をいたしております高齢者優待乗車券は、公共交通機関で利用できるICカードやタクシー乗車券を配布をさせていただいているところがございます。このほか、町を巡回しておりますコミュニティバスにつきましては、本年10月1日から1台増便を予定しており、さらなる利便性の向上につながるものと考えているところがございます。

投票に際しましては、このような移動支援が十分活用していただけますように、町ホームページ等を活用して広報を行うなど、福祉の担当課とも連携を図りながら広報の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、いろいろ活用できる制度があり、それを紹介していくと、周知をしていくという答弁であったかなというふうに思います。私が質問したのは、例えば介護認定を受けておられない。さらには障害者手帳を持っておられない方、70歳以上の方でない方ですね、未満の方から相談があったときにどういう対応をされるのかということでお聞きしたんですけれども、実際に参議院選挙のときにはそういう問い合わせ等はなかったんですかね。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 今おっしゃっていただいております具体的な問い合わせ等はございません。郵便投票の関係と施設に入所されている方のお問い合わせ等はございましたけれども、そういった関係については、今回、ございませんでした。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 直接の問い合わせはなかったということですが、私のほうではそういう事例があったというふうにお聞きをしています。

さらにですね、今回、合理的配慮という形で法律の中で示されましたけれども、その個々のケースというのはそれぞれかなり違いまして、多種多様にわたると思うんです。そういった意味では、地域でどういうケースが想定されるのかというのを、その障害者の方の声を聞いていくという体制が必要だというふうに考えますけれども、この障害者の方の声を聞くということと、この障害者差別解消法そのものの趣旨ですね、を十分に周知していくと。先ほど、投票行動に対する支援について周知はされるというふうにおっしゃいましたけれども、この法の趣旨自体もしっかりと住民全体に周知をしていくということが私は必要だというふうに思いますが、この2点について、どのようにお考えで

しょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害者の方からお声を聞く機会といたしましては、1つとして、相談支援事業を実施しておりますので、その中でお声を聞いていただいております。

その相談支援業務として、一般的な相談については、社会福祉法人萌が運営する生活支援センターぽると・ベル、社会福祉法人ちいろば会及び社会福祉法人在友会が運営する生活支援センターななつぼしに委託して実施しているところでございます。

また、障害者に係る各種団体様からもご意見をいただく場合がありますし、そのほかに、障害者の方と直接接する事業者からお声をいただくケースや、障害をお持ちの方やその家族の方などが申請などの手続きのため役場に来庁された際に直接お声をいただくケースなどがその機会と考えているところでございます。

次に、障害者差別解消法の周知についてでございますが、毎年12月3日から9日までが障害者週間となっておりますので、その機会を捉え、町広報紙12月号によりその周知を継続して実施してまいりたいと考えております。

また、平成28年度では、本町が実施する協働のまちづくり活動提案事業におきまして、障害者差別、偏見をなくすための認識・理解を深める会による、障害者に対する偏見・差別をなくす啓発活動が実施されており、その周知と啓発に取り組まれているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それぞれ声を聞く態勢については、事業者さんなんかとも協力して、今、態勢も持っているということと、周知については、3月のときの質問でも答えておられるように、既に昨年12月にも周知を広報でしているということで、それを継続して行っていくということで、それについてももしっかり態勢をつくってやっていただきたいと。県のほうでも、障害者差別解消法ができたことに基づいてパンフレット等をつくっておられるというふうに思うんです。ですので、広報の掲載とあわせてですね、ホームページとか、そういったパンフレットの活用なんかも含めまして、やはり関係者とか一部の方だけでなしに、住民全体、町内全体にその趣旨をお知らせできるような取り組みを進めていっていただきたいと思います。

それと、この質問の趣旨ですね、趣旨というか具体的なケースとして、個々の個別の相談があった際の対応ですね、これについても、今、厚生労働省やったかな、のホーム



ページでこの障害者差別解消法の合理的配慮について具体的なケースがいろいろ示されていると思いますので、私もそこ見せていただいて、投票行動については行政のほうとして移動の支援を行うべきというふうに書かれていましたので、そういった点についても参考にしていただいてですね、町として、今後、取り組みを具体化していただきたいと思いますというふうにお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。障害者の雇用促進についてということで書かせていただいています。こちらもことしの4月1日施行で障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる障害者雇用促進法の一部改正が行われています。こちらについても、改正前と後でどう違うのかという点も含めまして、法改正の趣旨と、そして改正後の町の対応について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害者の雇用の促進等に関する法律につきましては、平成25年6月に一部改正がなされ、その一部につきましては28年4月から施行されているところでございます。

その改正内容でございますが、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置である合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定の基礎に加える等の措置を講ずるといった内容となっております。

具体的には、障害者に対する差別の禁止として、雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止すること、合理的配慮の提供義務として、事業主に障害者が職場で働くに当たっての支障を改善する立場の措置を講ずることを義務づけること、苦情処理・紛争解決援助として、事業主に対して、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務について、雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することの努力義務や、その紛争につきまして、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例を設けまして、紛争調委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等を整備すること、そして、法定雇用率の算定の基礎の見直しとして、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることなどの措置が講じられたところでございます。

本町における障害者の雇用促進に関する対応につきましては、直接的な障害者の雇用に関する支援事業は行っておりませんが、就職を希望される障害者に対して、相談業務との連携を図る中で、就労移行支援等サービスの提供や養護学校高等部生徒さんの職場体験の実施などを行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 実際にその相談があったときの対応についても、今、お答えいただいていると思うんですけども、具体的な相談を受けた後の、結果というんですかね、実際に就労のご相談があって、それが就労に結びついているのかどうかという点では、実績というんですかね、状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害者の方の雇用に関する相談件数だと思うんですけども、平成27年度におきましてその実績を申しますと、社会福祉法人萌が運営する生活支援センターぽると・ベルと、社会福祉法人ちいろば会及び社会福祉法人在友会が運営する生活支援センターななつぼしに委託している町の相談事業として13名の方が、県の委託事業として社会福祉法人萌が運営するなら西和障害者就業・生活支援センターライクで29名の方が相談をされておきまして、そのうち就職に結びつかれた方は、3名と聞いております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、数字についてお聞きしまして、本当にいろいろ難しい事例とか、個々のケースがあると思いますけど、やっぱり就労できている数としては少ないのかなと。今回、法改正の趣旨としては、やっぱりその就労率を上げていこうということを目的にもされているというふうに思います。町としては、直接的なそうした支援というのは行ってはいないということですが、やっぱりそうした町内の方、障害者の方からの相談については、やはり就職できるような形でもっとバックアップができないのかなという点について、これまで以上に努力をしていっていただきたいなというふうに思います。

さらにですね、町内の事業所さんに対しても今回の法の趣旨についてしっかり周知をするということも、町の果たすべき役割かなというふうに思いますが、今回ですね、法の一部改正によって、支給される給付金についても、今まで以上に対象が拡大されているというふうに思いますが、こうしたものの周知もあわせてですね、町内の事業所さんに障害者の方の雇用を上げていただくという、その周知の部分ですね、について、町のほうとしてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害者雇用促進法の周知についてでございますが、都道府県労働局によりまして、事業者に対して制度改正の周知、ホームページでの啓発活動

を行っておられるところでございますが、町といたしましても、今後、事業者に対しましては商工会などを通じまして、また、住民の方に対しましてはホームページなどでその周知を図っていくことを検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらについても、先ほどと同じように、関係者だけでなく町民の皆さん全体に知っていただくという、そういう社会的状況、地域の状況をつくっていくということが大事だと思いますので、その点も踏まえて周知を徹底していただくように、よろしくお願いします。

それでは2点目なんですけども、では、実際に、この斑鳩町の、当局というふうに書いていますけど、事業所として実際に障害者の方をどれくらい採用されているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 斑鳩町役場におきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間におきまして、各年度の4月1日時点の法定雇用率は、1.9%から1.92%で推移をいたしております。障害者雇用促進法における法定雇用率を達成するために雇用すべき障害者数については充足をしている状況でございます。

また、障害者雇用の拡大を図っていくべく、今年度の職員採用試験におきましても、障害者の採用区分を設けまして職員を募集をいたしました。

今後も、この障害者雇用促進法の改正の趣旨を鑑みまして障害者雇用対策に積極的に事業者としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町の事業所としても法定雇用率については目標を達成しているということは確認をさせていただいております。さらに募集もされているということですので、引き続きまして、率のアップですね、について努めていただきたいというふうに、これについてはお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3点目については、子どもの貧困対策についてあげさせていただいております。この問題については、ことし3月にも同僚議員より質問がされていますが、その際に、日本の相対的貧困率が2012年の段階で16%、およそ6人に1人が貧困状態に置かれており、奈良県では10人に1人、同じく斑鳩町でも10人に1人が貧困状態に置かれているとのことでした。これについては、私は非常に危機的な数値ではないかというふうに思います。

この子どもの貧困という社会問題と正面から向き合い、根絶に向けて力を注いでいくことが、これは斑鳩町だけではなく、国や行政にとっても焦眉の課題になってきていると思います。そうしたことから、この子どもの貧困という問題をどう捉え、どう向きあっていくのか、どんな対策が必要なのか、私なりの視点で質問し、議論を深めたいという思いから、質問として取り上げさせていただきました。

それではまず1番目の、子どもの貧困に対する町の認識について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子どもの生活困窮につきましては、保護者の収入に起因する可処分所得の見地からの生活困窮のほかにも、住宅ローンや医療費などの支出により家計が圧迫される場合、家庭的な事情による場合など、さまざま困窮のパターンが考えられます。

子どもの貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な支援を行う意味で貧困対策は重要であると認識しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 質問でも言いましたけれども、今、貧困率というのが統計から出されて数字が示されていますけども、世間的にはまだあまり認識がされていないのではないかというふうに思っています。

またですね、子どもの貧困を根絶していこうと思えば、なぜその子どもの貧困という問題が生まれているのか、その原因についても分析をしていくことが必要だというふうに思います。

それについてですね、今、答弁でもおっしゃっていただきましたように、その家庭、親の経済状況が子どもの貧困を生んでいますけども、そもそもですね、今、社会的に広がっている貧困と格差、これが国の政治によってつくられたものだという点を、私はしっかり認識しておく必要があると思います。

少し長くなりますけども、この間、派遣労働法の改悪によって派遣労働が原則自由化され、その結果、非正規雇用が急増しています。1995年には、正規労働者がおよそ3,800万人、非正規労働者がおよそ1,000万人であったのが、2015年には、正規は3,300万人、非正規が2,000万人となっています。厚生労働省の平成27年賃金構造基本統計調査というものによりますと、男女合計の平均賃金が、正規で年

間321万円、非正規で205万円です。女性だけで見ますと、正規で259万円、非正規で181万円と、とても自立して生活できる賃金でないことが明らかになっています。ここにはですね、ひとり親家庭の親も入っていますが、日本のひとり親家庭の貧困率は54.6%と、OECD加盟34か国の中で最悪というふうになっています。

またですね、日本では、1人当たりの所得構成の稼働所得の割合、いわゆる賃金依存率ですけども、これがとても大きくなっています。2013年度の調査では、児童のいる世帯では91%、母子世帯では73.5%になっています。平たく言いますと、その親たちが自分で働いて得るお金で生活し、子どもを育てているということですけど、これ、当たり前のように思われるかもしれませんが、フランスと比べてみますと、子育てや失業、病気などの際に行政からさまざまな手当が支給されています。フランスでは、賃金依存率は日本よりはるかに低いという状況です。子育ての経済負担が少なくなっているというふうに私が学習した本に書かれていました。

さらに次のことが紹介されていて非常に感心したんですが、子どもの貧困について調査しているチームのメンバーがフランスの大使館に行き、子育てに幾らお金がかかりますかという質問をしたら、子育てお金がかかるとはどういう意味ですかというふうに逆に何度も聞き返されたということです。フランスでは、医療も教育もほとんど無料ですし、給付制奨学金も充実しているので、子育てにお金がほとんどかからないそうです。学費だけではなく、北欧では、学校で使用する教材は、鉛筆に至るまで学校で支給するので、本当にお金がかかっていません。日本では、自分で使うものは自分で買って用意するのが当たり前であり、高い学費も保護者の自己負担ということが当たり前なので、本当に子育てにお金がかかります。

私はこの本を読んで、日本とフランス、北欧あたりの国とでは、これほど子育てや教育に対する考え方が違うのかとびっくりしましたが、日本では社会保障制度として現金給付が少ないために、非正規雇用の増大と低賃金がストレートに貧困につながっていくという社会的環境にあることをまずしっかりとつかんでおく必要があると思います。

そしてですね、この間、自民党政治のもとで自己責任論というのが振りまかれてきていると思います。ともすれば、この子どもの貧困についても、親の努力が足りないからだなどという問題のすりかえが行われなくても限りません。今の社会状況のもとでどれだけ必死に働いても貧困から抜け出せない、雇用状況や脆弱な社会保障基盤など社会的背景があるもとでどんな対策が必要なのか、町として何ができるのかという点について取り組みを進めていっていただきたいと思います。

以上が、この子どもの貧困に対する認識の分野でお願いをしておきたいと思います。

それでは次にですね、2点目の斑鳩町の具体的な課題と対策について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 貧困によりもたらされる子どもの影響は、健康や教育、日常生活環境などさまざまな範囲に及ぶものでございまして、虐待や非行を招く場合も否定できません。

しかし、根本的には、先ほど木澤議員もおっしゃいましたとおり、所得格差の縮減や雇用対策など、るる、さまざまなことが必要であり、法整備や予算を含めた国の大きな枠組みの中で解決していくべきものであり、市町村レベルで解決するにはあまりにも大きな問題であるのではないかと考えております。

しかしながら、町といたしましては、明らかになった子どもが抱える個々の問題や課題に対しましては、必要に応じて、県の機関である生活自立サポートセンターや福祉事務所、学校、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などさまざまな関係機関と連携を図りながら、少しでも現状より改善がなされるよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 認識の部分から移って、具体的な対策として、町でできることはやっぱりしっかりやっていくということが現実問題として必要だと思います。

今、課長のほうでも、県とも連携して対策を進めていくという見解は示されました。さらにですね、前回の同僚議員の質問の中で、子どもの生活貧困の実態について、町としても分析をしていきたいという答弁がされていますが、この実態調査を行っていくということとあわせてですね、私は、子どもの貧困対策についてしっかりと計画をつくっていくということが必要だというふうに考えますが、町はその点についてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子どもの貧困対策に関する、いわゆる計画の策定でございまして、現時点、今、その現状について調査を行っている段階でございまして、現時点では、そのいろいろな枠組みの中で個々のケースとして対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、その個々のケースで対応すると、そして調査の段階だということではありますが、今、子ども・子育て支援計画なんかも推進をしている中で、例えば、計画をつくるとすればですね、どういう支援を行うのか等、政策的にかぶってくるところもあるかというふうに思います。

ただ、どういう形でまとめていくのかは別にしても、私はやっぱりこの子どもの貧困という問題についてどういう対策が必要なのかというのはまとめていく必要があると思っていますし、実際に、平群町なんかでは計画を策定しているというふうにお話を聞いています。これについてですね、県のほうで4月に計画を策定されていますけども、それぞれについて、課題はあげておられるんですけども、数値目標というのがないんですね。国のほうでも、2013年に法律ができて、2014年にはそれに基づいて子どもの貧困対策に関する大綱というのがありますが、ここでも数値目標というのが設定されておられません。私は、これは不十分なものだなというふうに思っています。

ここでもまたちょっと、今度はイギリスの例を紹介したいんですけども、イギリスの子ども貧困根絶法というのが2010年に制定されていますけども、そこでは、相対的低所得のもとでそういう子どもを10%未満にしていくという数値目標を設定して具体的に取り組んだ結果、1997年に340万人だった貧困な子どもが、2007年には290万人に減少するという成果を上げています。

国に対しては、やはりですね、不十分な取り組みを指摘する必要があると思いますが、斑鳩町として、町内の実態調査や分析を行うとともに、子どもの貧困を根絶していくという強い意思表示と、数値目標を掲げた計画を策定し、進捗状況を確認しながら取り組みを進めていくべきだというふうに考えますので、現時点では個々の対応というふうにおっしゃいましたけども、ぜひこうした、具体的にそれだけの計画をつくるのか、それか子ども・子育て支援計画等で位置づけてまとめていくのか、そこはまた調査研究していただきたいと思いますが、やはりそういった形で町として具体的な数値目標を掲げていくという取り組みをぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

それとですね、子どもの貧困の取り組みには、実態調査とともに、気づきというのが非常に大事になってくるのかなというふうに思います。いろいろな場面、場面を通じてその子どもの生活状況なんかをつかんで、行政はもちろんですけども、専門家や、また住民団体の皆さんとも連携した子どもの貧困のネットワークというものをつくっていくことを、まとめですね、計画を策定していく中で位置づけていただきたいなというふうに思うんです。

その中で、学校が果たすべき役割というのが非常に大事になってくるのかなというふうに思いますが、その点について、教育委員会のほうで、学校の果たすべき役割というのをどのように認識されているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 子どもの貧困対策におけます学校の役割についてのご質問でございます。このことにつきましては、国において、平成26年1月の17日に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行され、同年8月29日の閣議決定では、子どもの貧困対策に関する大綱、先ほどもご紹介ございましたが、この大綱で、学校を子どもの貧困の連鎖を断ち切るプラットフォームとして位置づけされております。

また、平成27年4月1日には生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴いまして、文部科学省では、学校等が把握している児童生徒等の状況を、教育委員会を通じて福祉部局に情報提供することが必要であるという通知も出されたところでございます。

これは、学校の特性を生かして、支援を必要とする子どもの把握を行い、教育委員会、学校と児童福祉部局が連携し、現状認識と課題、また今後の方向性を共有していく必要があるという認識によるものであるという考えてございます。

この学校の特性と申しますのは、学校では、子どもが日中のほとんどの時間を一定のある程度安定した人間関係の中で過ごしていることから、担任や周りの子どもたちがふだんと様子が違う子どもがいることが気づきやすい点があげられます。例えば、学校への提出物の状況でございますとか、歯科検診の後の治療状況等からも異変に気づくということも考えられますので、支援が必要な子どもとその家庭を早期に見つけるには学校が適しているというふうにされているところでございます。

このことから、支援が必要な子どもとその家庭のために学校が大きな役割を果たすとともに、確実に支援につなげていくため、学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と児童福祉部局、子ども家庭相談センター等の関係機関との連携も欠かせないものであるというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、教育長のほうから、そうした認識を持っているということで確認できましたことについては、少し安心をいたしました。

その学校との連携も含めてですね、先ほど、申しました子どもの貧困対策ネットワークですね、というのをきちっと構築していただきたいなというふうにお問い合わせをしておきます。



その中でですね、1つ具体的な対策、政策的な点について、質問させていただきたいんですが、子どもの貧困というテーマで話をしますと、よく給食の問題が出てきます。家で十分な食事がとれておらず、学校の給食だけが唯一栄養のバランスのとれた食事になっているという家庭があるというのも、これはテレビや新聞の報道等でお聞きすることですが、斑鳩町でも統計的には10人に1人が貧困だということもあり、決してない話ではないというふうに思うんです。

私は、そうしたことから、どの子もしっかり栄養のバランスのとれた食事をとることができるようにしていくという点や、貧困家庭への対策としても有効であることから、町ができる対策として、給食費の無償化を実施していくべきではないかというふうに考えていますが、この給食費の無償化について、幾つかお尋ねしたいのですが、まず、学校給食の給食費の現状について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） すみません、給食の状況ということで、決算の状況等について説明させていただけたらわかりやすいのかなと思いますので、申しあげます。

学校給食につきましては、斑鳩町学校給食運営委員会というものがございます。これは、各学校の学校長、そして栄養教諭・学校栄養職員、そしてPTA関係者等によって構成をされている委員会でございますが、この運営委員会で学校給食の実施計画でありますとか、給食費、あるいは納入業者に関する事など、本町の学校給食の運営について協議した上で、各学校で実施がされているという状況がございます。

先ほどから出ている給食費につきましては、この学校給食のうち食材に係る費用だけを保護者にご負担をいただいて各学校に納付していただいているというふうにご理解を賜りたいと思います。

この給食費につきましては、要保護世帯、準要保護世帯につきましては、就学援助費の支給により無償となっております。また、食育の推進を図るという観点から、町の単独事業として給食補助金、これは給食1食について16円26銭の補助金を支給してございます。また、昨年度には、学校給食地産地消促進事業補助金を交付いたしまして、保護者負担の軽減も図ったところでございます。

決算状況でございます。平成27年度で申しあげますが、小学校3校合わせました決算につきましては、まず、3小学校の収入額合計が8,645万円になっております。内訳といたしましては、保護者が納入いたしました給食費が6,764万円、町から支出をいたしました、先ほど申しあげました準要保護児童給食費が730万円、給食補助

金が460万円等となっております。次に、支出額の合計でございますが、これも8,645万円となっております。内訳といたしましては、主食の材料費といたしまして1,619万円、副食の材料費といたしましては4,123万円で、牛乳費で2,630万円などとなっております。

続きまして、中学校でございますけれども、2つの中学校の収入額合計でございます。4,105万円となっております。内訳といたしましては、保護者が納付いたしました給食費が3,115万円、町から支出いたしました準要保護生徒給食費が384万円、そして牛乳補助金が179万円などとなっております。中学校の支出額合計でございます。4,105万円となっております。このうち主食材料費が871万円、副食の材料費が2,443万円、牛乳費が664万円となっております。

以上が、ざっとしたものでございますけれども、決算の状況というところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。ただ、ちょっと時間がなくなってきましたので、また答弁については簡潔でお願いいたします。

次にですね、給食費の滞納状況について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 現在、滞納についてはございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その次にですね、私、先ほど言いました給食費を無償化した場合の影響額についてお尋ねしたいと思うんですが、例えば、小学校のみを無償化した場合と中学校のみを無償化した場合、さらにですね、今、全国的に見ますと、第三子のみを無償化すると、多子世帯対策ということで給食費を無償化されている自治体なんかもあります。これが斑鳩町で実施した場合に、どれくらいの影響額があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小学校3校の給食費を無償化した場合から申しあげますと、これは保護者が支払った給食費相当分でございます。約6,800万円となります。

中学校2校の場合ですと、3,200万円というふうになります。

第三子のみを給食費を無償化した場合でございますが、小学校では約900万円、中学校では約400万円、合計1,300万円の影響が出るというふうに考えてございま

す。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 実際聞かせていただいて、思っていたよりもかかるなどというのが率直な感想なんですけども、先ほど紹介しましたけども、全国的にですね、今、貧困対策として、さらには子育て応援施策として、給食費を無償化する自治体というのがふえてきているというふうに思うんです。そのやり方もですね、全学校を無償化するところもあれば、多子世帯対策として、まずは小学校の中で第三子から始めるといったやり方をしているところもあります。

本来であれば、子どもの貧困対策として、また食育という観点からも、国が費用負担をして無償化していくべきものだというふうに考えますが、子どもの医療費のようにですね、地方自治体が行き届いていく中でそれが広がり、国も姿勢を変えざるを得ないというところまで、今、近づいてきているというふうに思うんです。

斑鳩町としてもですね、町ができる対策として、今後、この給食費の無償化について、段階を踏んでですね、実施していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 多子世帯等々の状況はございますけども、全額無償化ということについては、現在、考えてございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私、段階的にというふうに申しあげましたので、ぜひ、その第三子からというのも含めてですね、今後検討していただきますように強く要望しておきたいと思います。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。この4点目については、就学援助金生徒についてあげさせていただきました。この間ですね、保護者の方から、就学援助金の制度の活用等に際して、幾つかご意見をいただいております。町に対しては、住民団体を通じて改善の要望をさせていただいてきましたが、今回、改めて質問として取り上げさせていただきました。

まず1点目ですが、就学援助金制度の申請方法の改善についてです。現在、この制度を利用しようとする、申請書を学校を通じて出すということになっておりまして、その際、学校でもらってきた申請用紙を子どもを通じて学校に提出することになります。その際にですね、申請用紙を提出する子としない子とがあるので、学校でほかの子ども

たちに就学援助金制度の申請をすることが発覚してしまうのではないかといった懸念ですね、また、自分の家庭が就学援助金制度の申請をしようとしていることが自分の子どもにわかってしまうということを懸念しているというふうに、こうした懸念を持っておられる保護者がいらっしゃいます。

こうしたことからですね、他の自治体で実際に行われている、例えばですね、教育委員会に直接申請用紙を郵送するという方法や、またですね、全ての保護者に対して、申請するしないを含めて記入していただいた申請書を提出してもらうなど、こうした保護者の懸念に配慮した方法に改善をしていくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 児童生徒就学援助事業の申請等について改善の余地があるんじゃないかというご質問でございます。

先に、この申請、仮の認定までの事務の流れを説明させていただいた上で答弁をさせていただいたほうがいいのかと思うんですけども、この就学援助事業につきましては、4月にですね、教育委員会事務局で作成をいたしました案内文書を全ての児童生徒に配布をして保護者に配布をしているということでございます。その後、就学援助を希望する保護者につきましては、5月上旬に請求いたしまして、その後、判定を下してですね、7月上旬に各学校から保護者に決定通知を配付しているという状況でございます。

今、ご心配を申しあげられたようにですね、各学校では、申請書類を受け渡しするときにそういう配慮も必要ということから、この就学援助の申請でございますとか受給の有無等がほかの児童生徒にわからないように封筒に封入をして配慮をしているという状況でございます。現在は、保護者が申請書類の提出するためにわざわざ町教育委員会に足を運ぶことが必要がないように、利便性を考慮した中での手続きとなっておりますが、直接的に教育委員会のほうにそういった声が届いていないという状況もあることはあるんですけども、より適切な方法の検討をする必要はあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 検討するというふうにおっしゃっていただきました。ぜひですね、保護者の声にお応えできるように、前向きに改善をするという姿勢でですね、検討していただきたいなというふうに思います。

そうしますと、その次の質問に移らせていただきますが、2点目のほうでは、就学援

助金の支給時期の改善についてでありますが、現在、学期ごとに支給されているというふう  
に思うんですが、例えば、入学準備金と言われるものなどについては、学期が始まる前  
までに必要なものなので、入学前の3月ごろに支給するというのを求める声が、これ  
も保護者の方から寄せられています。この支給時期を改善するという点については、  
教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 支給時期、特に新入学児童生徒の学用品等々の関係でおっしゃ  
っているというふうにご存じですが、この就学援助事業につきましてはですね、  
その方々の課税所得によりまして認定できるかどうかということが、当然入ってございま  
す。これの課税額の情報ですね、6月にしか確定しないという状況がございます。こ  
のことから、7月上旬にならないと就学援助の決定もできないという状況が1つござい  
ます。

ご質問のようにですね、入学前に支給を行おうとしますと、暫定的な、今の要綱等々  
ではできませんから、そういう要綱を設ける必要ありますけども、設けたとしても、暫  
定的に援助決定を行うと。そして、学用品等を支給となります。そして、所得額が  
確定した後にですね、審査をしても該当しない場合が出てくる可能性もございませ  
う。いたしますと、一旦そういった支給した学用品費を返還していただくといった事態も  
生じてくるというふうにご存じですので、今、実施をしている支給方法が適切で  
はないのかなというふうにご存じしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 返金等をしていただく可能性が出てくるということで今の方法  
が適切だと認識をされているようですが、ほかの自治体でですね、この、いわゆる入学  
準備金と言われるものを3月に支給するというのを実施している自治体が、全国を調べ  
ますとあります。

直近ではですね、王寺町のほうでですね、入学準備金を3月に支給していくという方  
向で議会答弁されたというふうにお聞きをしています。ですので、その事務のやり方等  
によってですね、実施できないことはないというふうにお聞きです。それについては、  
ぜひですね、そうした他に取り組んでおられる自治体の実態を調査していただいて、ぜ  
ひ斑鳩町でも保護者の願いに応じて支給時期の改善ですね、を進めていただきた  
いと思いますので、これも強く要望いたしまして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

- 13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、私の一般質問をさせていただきます。  
最初に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、ネウボラについてです。

2015年3月に閣議決定をされた第3次少子化社会対策大綱では、妊娠・出産時期の家族支援施策として、子育て世代包括支援センターの設置や、産後ケアの充実があげられております。これは、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画にも中心に位置づけられております。

昨年、三重県名張市の妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、地域で支える名張版ネウボラについて視察に行かせていただきました。そこで感じましたことは、その地域の特色にあった支援をしていくことが大事であるということを感じました。

斑鳩町では、他に先駆けて妊婦健康診査の15回助成、生き生きプラザ斑鳩での地域子育て支援センター事業の充実、幼稚園・保育園の充実、中学生までの子ども医療費の無料化等、ほかにもさまざまな施策の充実を図っていただいております。先日も、図書館で開催されたお家の方と赤ちゃんに最初の絵本をお渡しするブックファーストにボランティアとして参加をさせていただきました。たくさんの方が参加されて、とてもにぎやかでありました。

そこで、町として、妊娠期から切れ目のない支援、斑鳩版ネウボラについての認識と、今後どのように取り組んでいかれるかについて、お伺いいたします。

- 議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

- 健康福祉部長（面巻昭男君） ネウボラについての町の認識と取り組みについてですが、ネウボラとは、フィンランドの地方自治体が設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの健康診断や保健指導、子育てに係る相談全般や、必要に応じて他の支援機関との連携調整を行うワンストップ拠点で、日本では、子育て世代包括支援センターとして展開されているものと認識しております。

子育て世代包括支援センターとは、1つとして、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じて専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、2つとして、ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援すること、3つとして、地域のさまざまな関係機関とのネットワークなどを構築すること、この3つの要件を満たした上で、妊娠期から

子育て期までの切れ目ない支援を確保する機能を持つ仕組みを目指す身近な地域のサポート拠点とされております。

本町では、これまで、中学生までの医療費の無料化、任意予防接種の採用、児童虐待防止等の補助金の配置など、乳幼児に対する保健・福祉施策の充実に努めております。その一方で、情報の発信、伝達等が不足していたこともあり、平成29年4月からの運用開始を目指し、子育て応援アプリシステムの整備に取り組んでいるところであります。

ただ、情報提供の仕組みが整い、専門的な相談支援体制があったとしても、これらが有機的でなければ、日ごろからの妊娠、育児等の不安が解消するには至らないのではないかと考えております。

そうしたことから、町といたしましては、妊産婦の相談相手が身近にいなくなりつつある現代において、情報提供、相談支援の有機的な態勢づくりが必要であると考えており、先進地における子育て世代包括支援センターの取り組みも参考にさせていただきながら、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター事業展開について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 母親が育児で最も心配だった時期は、出産し、退院した直後から生後3か月ごろまでという結果が出ております。1つには、赤ちゃんの沐浴がうまくできない、2つには、夜泣きがひどくて眠れない、3つには、子育てに自信が持てないと、病院での医療的なケアだけでなく、生活レベルでの母子のケアが必要とされております。近年、ゼロ歳児への虐待件数が増加しておりますが、加害者が母親である場合が多いことも、出産後の母親への適切なケアの必要性をあらわしております。

現在、晩婚化によりまして、晩産化や核家族化が進み、必ずしも家族からの十分なサポートを受けられる母親ばかりではない中、社会全体で出産前後の母親をサポートしていくことによって、母親が十分に心身の休息をとり、育児ができる環境を整えていく必要があります。斑鳩町で安心して子どもを産み育てられるように、斑鳩町版のネウボラが大きく進みますように、よろしく願いをいたします。

次に、被災者支援システムについて、お伺いをいたします。9月の1日は防災の日です。また、9月4日は和歌山、奈良、三重3県で88名の方が亡くなられた紀伊半島豪雨災害の発生から5年がたちました。また、台風10号は、東北、北海道に甚大な被害を及ぼし、施設入所中の高齢者の方などたくさんの方々が犠牲になり、収穫前の作物は壊滅的な被害を受けております。

斑鳩町でも、いつ災害に見舞われるかわかりません。平時から、いざというときのために準備を怠りなくしておくことが大切だと思います。

21年前の阪神淡路大震災の直後に、兵庫県西宮市で開発をされた被災者支援システム、このシステムは、災害発生時の住民基本台帳をベースに被災者台帳をつくり、1点目に家屋の被害、2点目、避難先、3点目、犠牲者の有無、4点目、口座番号、5点目、罹災証明書の発行状況などを一元的に管理をし、氏名などを端末に打ち込めば被災関連情報をすぐに見つけ出せることができます。例えば、被災者が義援金などを受け取るために必要となる罹災証明書の発行には、住民基本台帳、家屋台帳、被害状況という3つのデータベースを確認、照合する必要がありますが、従来型の仕組みではこれらが別々に存在するために、発行に手間取り、窓口で長蛇の列ができることも想像ができます。これに対し、被災者支援システムでは、データを一括して管理することで、その都度確認、照合する手間が省け、スムーズな発行業務につながられます。

このシステムについての町としての認識をお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 大きな災害が発生をいたしますと、その直後から避難所の開設や運営、緊急物資の供給、また、災害発生後一定期間が経過した後の災害復旧や復興対策に向けた仮設住宅の確保、災害援護資金や義援金の支給といった被災者の生活支援など、非常に多岐にわたるとともに、膨大な業務量を処理していく必要がございます。こうした被災者に対します対応をいかにスムーズに行えるかによりまして、災害発生時における被害の軽減や混乱の防止、また、被災者の復旧復興に向けた支援が可能となってまいるといふふうに考えております。

今、おっしゃっていただきました被災者支援システムは、これら町が担う膨大な業務をスムーズに行うための支援するシステムでございまして、過去の災害時におきましても大幅に事務作業が短縮されたとの報告もなされているところでございまして、被災者支援の有効な手段の1つとして、町といたしましても認識をいたしております。このことから、斑鳩町におきましても、平成23年3月にこのシステムを導入をいたしましたところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 今、部長のほうから、システムを平成23年に導入されたのご答弁でございましたけれども、昨年の広島土砂災害や熊本地震においても、被災者支援システムが導入されていたにもかかわらず、いざというときに十分使えなかったとい



う事例も発生しているというふうに聞いております。

斑鳩町としてのシステム導入後の運用や方向性について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） この被災者支援システムの運用につきましては、現在は総務課の職員で管理運用を行っているところでございます。

この本システムの有効活用をされた例といたしましては、東日本大震災におきまして、福島県須賀川市では、震災時に本庁舎が被災し、分庁舎や文化センターなどの公共施設で応急的に窓口業務を行い、罹災証明書の発行と義援金支給の担当課が別々の場所に分かれておりましたものの、本システムに接続した端末を各所に設置することで、場所が離れていても確認作業などに手間取ることなく、罹災証明書の発行とほぼ同時に義援金の振り込みが可能となったと聞いております。

また、宮城県の山元町におきましても、震災後にこのシステムを導入いたしまして、罹災証明書をスムーズに発行しているほか、義援金などの交付や減免等で新たな申請を不要とするなど、関係職員の連携により被災者支援をスムーズに対応されたところでございます。

この被災者支援システムは、罹災証明の発行や義援金管理、仮設住宅の管理などさまざまな被災者支援のためのメニューが整理されておりますことから、災害発生後におけます事務事業をスムーズに行い、本システムの円滑な運用や役所庁内の連携を図るためには、本システムの習熟度を高め、組織全体として使用できるように、職員のシステム操作の知識の向上が必要となってまいります。

このことから、被災者へのスムーズな支援と町の事務処理の負担軽減を図りますため、この被災者支援システム全国サポートセンターの説明会等にさまざまな関係職員を派遣するなどいたしまして、本システムを有効活用する操作運用の向上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 災害が起きたときに、住民も、役場職員も、被災者です。救援活動、罹災証明書の発行、避難所の運営など、休む暇なく過酷な勤務が求められます。被災者支援システムの活用により、住民の皆様にもなるべく早く、お待たせすることなく必要書類をお渡しすることができますし、役場職員の負担も軽くなります。自治体全体で使用するシステムのため、システムに必要なデータが住基部門、税務部門、福祉部門など複数の部門にまたがるため、協力体制を組んでいただき、いざというときに

備えていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、3番目の質問に移らせていただきます。熱中症対策についてであります。

8月16日の朝、生駒市の中学1年生の男子生徒がクラブ活動の練習中に倒れ、病院に運ばれましたが、死亡いたしました。死因は、熱中症による腎不全ということです。心からお悔やみを申しあげます。

平成28年5月20日付の文部科学省からの「熱中症事故の防止について」にも、「学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中でも発生しており、また、暑くなる初めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします」とあります。

斑鳩町の各学校現場では、児童生徒の熱中症事故の防止のためにどのような取り組みをされておられるか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご紹介いただきましたように、学校管理下におきます熱中症につきましては、多くは体育・スポーツ活動によりまして発症するというふうに言われております。

この熱中症は、気温、湿度などの環境条件に配慮した運動の実践でございますとか、小まめに水分を補給し、休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することにより防止をすることができるもので、教員がそうした配慮を行うことにより、学習能率の向上でありますとか、効果的なトレーニングの実現を可能とするものでございます。

そして、万が一熱中症が発生した場合でございますが、患者を涼しい場所に運び、水分や塩分の補給を行うとともに、重篤な場合は救急車を要請し、氷やアイスパック等で頸部やわきの下などを冷やす応急手当を行うことが必要であります。

こうしたことから、中学校におきましては、従前から、体育の授業でございますとか、部活動等の活動時に、職員室や体育館等に設置の温度計や湿度計によりまして気温や湿度などの環境条件を確認すること、また、事前に生徒に聞き取りを行い体調を把握すること、また、活動中には必ず水分等の補給を行う時間を設けることなど実施をしておる

ところでございます。また、小学校、幼稚園におきましても、気温の確認や児童、園児の体調の把握、活動中の水分補給の時間を設けているところでございます。

町教育委員会におきましては、本年の5月の26日、7月5日の開催の校園長会で、熱中症の予防に向けた指導を行っているところでございますが、今回の生駒市の事故を受けまして、改めて、各校園長宛てに熱中症事故防止について適切な措置を講じるよう文書で通知をするとともに、8月30日開催をいたしました校園長会におきましても、熱中症の事故防止並びに幼児、児童生徒の安全管理及びその確保の徹底について指導を行ったところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 生駒市では、各学校に1つずつ、指標計というものを配布したそうでございます。これは、暑さ指数と言われるWBGTと言われるもので気温の効果、湿度の効果、輻射熱の効果の3つを取り入れた温度の指標で熱中症の危険度を判断するものでございます。また、他の自治体では、学校体育館に設置するための熱中症計を、全小学校・中学校に配布をしたそうです。

この熱中症計は、気温、湿度とともに熱中症の警戒度をあらわす暑さ指数を計測し、表示する機器です。熱中症を引き起こす原因は、気温のみならず、湿度や風通しなども大きくかかわってまいります。未来ある子どもたちの命を守るために、このような器機を教室や体育館に設置をしていただいで、熱中症事故を未然に防止していただくよう、要望させていただきます。

最後に、我がまちの特産品を役場のロビーに展示してはどうかということでございます。先日、斑鳩町の住民の方からこんな意見をいただきました。友人から斑鳩町にはどんな特産品があるのかと聞かれてときに、とっさに答えられなかった、自分の勉強不足もあるけれども、広くまちの皆さんに我がまちの特産品を知っていただくために、毎日たくさんの方々が来られる町役場のロビーにコーナーを設けていただけないかというような貴重なご意見をいただきました。

このことについて、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、本町の特産物を多くの方に知っていただく機会といたしましては、町の商工会が平成27年11月27日に法隆寺駅北口にいかるがアンテナショップFIVE PAGODAを開店いたしまして、町内外多くの方に実際に手に取っていただきまして、購入もいただいでいるところでございます。

そこで、ご質問の町の役場庁舎での物産品の展示についてでございますが、斑鳩町の特産品には食品もございまして、現物展示は難しいのではないかと考えておりますが、この役場には、平成27年5月から、住民課の前のエントランスにおきましてデジタルサイネージという液晶電子掲示板というものを設置をいたしております。このデジタルサイネージにつきましては、現在、役場庁舎、法隆寺iセンター、南都銀行法隆寺支店に置いてございまして、一般社団法人未来づくり斑鳩が設置・運営をされております。商工会会員の事業所の広告やいかるがホールのイベント情報等を案内・発信をされているものでございます。

このデジタルサイネージを活用いたしまして、ご提案をいただきました斑鳩町の特産物を紹介することは、住民の皆様だけではなく、特にiセンターなどでは観光客の皆様にこの特産物を発信することでき、有効であると考えてございまして、今後、商工会あるいは一般社団法人未来づくり斑鳩と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。毎日たくさんの方が訪れる役場で町の特産品を紹介していただくことで、その情報が多くの方に活用され、また、郷土愛も生まれて、育まれていくと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時17分 散会）